

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和5年12月27日(2023.12.27)

【公開番号】特開2023-121772(P2023-121772A)

【公開日】令和5年8月31日(2023.8.31)

【年通号数】公開公報(特許)2023-164

【出願番号】特願2023-98581(P2023-98581)

【国際特許分類】

B 32 B 3/02 (2006.01)

10

C 03 C 17/34 (2006.01)

C 03 C 21/00 (2006.01)

G 09 F 9/00 (2006.01)

【F I】

B 32 B 3/02

C 03 C 17/34 Z

C 03 C 21/00 101

G 09 F 9/00 302

【手続補正書】

20

【提出日】令和5年12月19日(2023.12.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の主面と第2の主面を有するガラス基体と、前記ガラス基体の第1の主面および端部に、密着層と、防汚層とを順に備え、

前記第1の主面の密着層の最表層は、酸化ケイ素を主体とし、炭素を含有する含炭素酸化ケイ素層からなり、

前記ガラス基体の端部の色のバラツキ E が 2 以内である、防汚層付きガラス基体。

【請求項2】

第1の主面と第2の主面を有するガラス基体と、前記ガラス基体の第1の主面および端部に、密着層と、防汚層とを順に備え、

前記第1の主面の密着層の最表層は、酸化ケイ素を主体とし、炭素を含有する含炭素酸化ケイ素層からなり、

前記ガラス基体の第2の主面の少なくとも一部には、ポリウレタン系粘着剤、アクリル系粘着剤およびシリコーン系粘着剤からなる群より選択される少なくとも1つの粘着剤を含む粘着層を有する樹脂基体が貼合されてあり、前記粘着層を有する樹脂基体の外周の少なくとも一部が、前記ガラス基体の外周よりも外側に位置するように貼合され、

前記ガラス基体の端部の色のバラツキ E が 2 以内である、防汚層付きガラス基体。

【請求項3】

前記密着層は、低屈折率層と高屈折率層が積層された積層体であり、前記防汚層と接する層が前記含炭素酸化ケイ素からなる低屈折率層として構成される、請求項1または2に記載の防汚層付きガラス基体。

【請求項4】

前記含炭素酸化ケイ素層の屈折率が 1.40 ~ 1.53 である、請求項3に記載の防汚層付きガラス基体。

30

40

50

【請求項 5】

前記低屈折率層および前記高屈折率層の層数の合計が 2 層以上 10 層以下であり、

前記高屈折率層を構成する材料が、酸化ニオブ、酸化チタン、酸化ジルコニウム、酸化タンタルおよび窒化ケイ素から選択される 1 種以上であり、

前記低屈折率層のうち、前記含炭素酸化ケイ素層を除く層を構成する材料が、酸化ケイ素、 Si と Sn との混合酸化物を含む材料、 Si と Zr との混合酸化物を含む材料、および、 Si と Al との混合酸化物を含む材料から選択される 1 種以上である、請求項 3 または 4 に記載の防汚層付きガラス基体。

【請求項 6】

前記密着層の前記防汚層と接する層における表面粗さは、算術平均粗さ (Ra) で、 $3 nm$ 以下である、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の防汚層付きガラス基体。

【請求項 7】

前記防汚層は、含フッ素有機基を有する化合物からなる、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の防汚層付きガラス基体。

【請求項 8】

前記ガラス基体は化学強化されている、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の防汚層付きガラス基体。

【請求項 9】

前記ガラス基体は前記第 2 の主面に印刷部を有する、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の防汚層付きガラス基体。

【請求項 10】

請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の防汚層付きガラス基体を備える、ディスプレイカバーガラス。

【請求項 11】

請求項 10 に記載のディスプレイカバーガラスを備える、画像表示装置。

10

20

30

40

50